

新潟市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3月29日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第26号

新潟市消防団規則の一部を改正する規則

新潟市消防団規則（昭和41年新潟市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「本部及び方面隊の階級別定員」を「基本団員の本部及び方面隊の階級別定員並びに機能別団員の階級別定員」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

種類	名称	定員 計	階級別						
			団長	副団 長	分団 長	副分 団長	部長	班長	団員
基本団員	新潟市消防団本部	3	1	2					
	北方面隊	631		4	8	8	19	104	488
	東方面隊	270		3	4	4	10	44	205
	中央方面隊	379		4	14	14	20	62	265
	江南方面隊	728		5	5	5	22	120	571
	秋葉方面隊	619		4	13	13	20	102	467
	南方面隊	655		4	5	5	21	108	512
	西方面隊	955		4	5	5	28	158	755
	西蒲方面隊	1,221		6	8	8	37	202	960
機能別団員		350							350
	合計	5,811	1	36	62	62	177	900	4,573

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(団員の定員の特例)

- 2 この規則の施行の際現に団員の階級にある基本団員数が改正後の別表第2に規定する団員の定員（以下「改正後の団員の定員」という。）を超える方面隊にあっては、退職その他の理由により団員の階級にある基本団員数（以下「在職団員数」という。）が改正後の団員の定員以下となるまでの間、同表の規定にかかわらず在職団員数を改正後の団員の定員とみなす。